

あなたの「書類」は
見つかりましたか。

おまかせ下さい、行政書士に!!

困っている書類が裏面で見つかりましたら、おまかせ下さい! 行政書士に。

行政書士に依頼する。(検索システムでサーチ)

<http://www.gyosei.or.jp/search/search.cgi>

【日本行政書士会連合会 会員・法人検索システム】

平成22年度

「法の日」の行政書士無料相談会のご案内

日時	平成22年10月1日(金) 10:00~16:00	日時	平成22年10月3日(日) 10:00~16:00
会場	阪急西宮ガーデンズ 4階 ガーデンスホール 西宮市高松町14-2 (阪急「西宮北口駅」南改札から徒歩約3分)	会場	アイホール(伊丹市立演劇ホール) 2階 カルチャールーム A 伊丹市伊丹 2-4-1 (JR「伊丹駅」から西に徒歩約1分)

兵庫県行政書士会 阪神支部 [電話相談]のご案内

受付時間: 10:00~16:00 (土・日・祭日を除く 毎日)

兵庫県行政書士会 阪神支部では、支部事務局において電話相談を受け付けております。相談は事務局の担当者が承り、相談内容に応じて、その分野を得意とする行政書士を紹介させていただく形式となっております。行政書士の有資格者が、常に対応させていただく態勢ではございませんので、あらかじめご了承ください。なお、年末年始・お盆・ゴールデンウィーク中などは休業させていただく場合がございます。

お問い合わせは — 兵庫県行政書士会 阪神支部
TEL 06-6426-5123
FAX 06-6426-5125
〒661-0025 尼崎市立花町3丁目29-12-304

あなたに必要な『書類』を見つけてください。

行政書士は許認可・登録申請、遺言や相続、色々な契約・届出などの
相談から書類作成までサポートします。

保存版

行政書士の業務の一例

◎遺言書・相続に関する書類

遺言書作成支援、遺産分割協議書、相続関係資料、財産目録、遺留分減殺請求(登記を除く)

◎権利義務に関する書類

各種契約書(贈与、売買、交換、消費貸借、使用貸借、賃貸借、請負、委任、寄託、組合、終身定期金、和解)、
念書、示談書、協議書、内容証明、告訴状、告発状、嘆願書、請願書、陳情書、上申書、始末書、定款等

◎法人設立に関する書類

株式会社、合同会社(LLC)、NPO法人、社団法人(一般・公益)、財団法人(一般・公益)、医療法人、社会福祉法人、
宗教法人、学校法人、有限責任事業組合(LLP)、マンション管理組合法人、事業協同組合、その他(登記を除く)

◎事実証明に関する書類

実地調査に基づく各種図面類(位置図、案内図、現況測量図等)、各種議事録、会計帳簿、履歴書、財産目録、報告書、申述書

◎外国人の在留のサポートに関する書類

外国人の在留等許可、永住、帰化許可、パスポート

◎許認可等手続に関する書類

建設業、運送業、宅建業、倉庫業、解体工事業、風俗営業、旅行業、飲食店営業、産業廃棄物許可(一般・産業)、
深夜酒類提供飲食店、酒類販売業、古物営業、障害福祉サービス事業、障害者支援施設等、相談支援事業

◎自動車に関する書類

自動車登録、車庫証明、自動車運送事業、レンタカー営業、自賠責・任意保険金請求、示談書、事故原因
調査、上申書、記録閲覧同行、損害賠償の積算、交通事故相談

◎土地の利用に関する書類

農地転用、官民境界協定手続、里道水路用途廃止・払下

※他の法律において制限されているものについては、業務を行うことはできません。

行政書士法(抄)

(目的)

第一条 この法律は、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資することを目的とする。

(業務)

第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。を)作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。)その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む。)を作成することを業とする。

2 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。

第一条の三 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

一 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続及び当該官公署に提出する書類に係る許認可等(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第三号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。)に関して行われる聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において当該官公署に対してする行為(弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第七十二条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除く。)について代理すること。

二 前条の規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること。

三 前条の規定により行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること。

お問い合わせは



兵庫県行政書士会
阪神支部

〒661-0025 尼崎市立花町3丁目29-12-304
TEL: 06-6426-5123 FAX: 06-6426-5125

<http://hanshin.hyogokai.or.jp>

作成日 平成22年9月1日